第二期加古川市

子ども・子育て支援事業計画(素案)

加古川市

目 次

第 1	章 計画の策定にあたって
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5	子ども・子育て支援新制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・5
第2	章 計画の基本的な考え方
1	基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な考え方・・・・・・・11
2	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3	基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
5	子ども・子育て支援事業計画体系図・・・・・・・・・・・・・14
第3	章 事業計画
1	教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・15
2	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における今後の量の見込み
	の推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
3	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定にあ
	たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・19
4	
5	各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」
	27
6	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の
_	確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・・53
8	産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・54
9	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携・・・・・・・・・・・・・・55
10) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用
10	- 環境の整備に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・64
	環境の 定 幅に関する他界との建協 04
第4	章 計画の推進に向けて
1	計画及び子ども・子育て支援施策の推進体制・・・・・・・・・・・66
2	計画の達成状況や点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・66
3	計画の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国における急速な少子化の進行や高齢化の進展、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化などにより、子ども・子育て家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)が成立し、平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援事業の充実」に向けた取組を進める「子ども・子育て支援の新たな制度(以下「新制度」といいます。)」をスタートさせました。

本市においては、平成 17 年から推進してきた「加古川市次世代育成支援行動計画」を踏まえ、平成 27 年度から新たな計画として、「加古川市子ども・子育て支援事業計画(以下「第一期計画」といいます。)」を策定し、「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川~子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして~」を基本理念とし、総合的かつ計画的に子ども・子育て支援を進めてきました。

また、国においては、平成 29 年6月に令和2年度末までに全国の待機児童を解消するための「子育て安心プラン」を発表し、同年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消などが掲げられ、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。さらに、平成30 年9月には全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するための整備が進められています。

このような状況の中、第一期計画の基本理念を継承するとともに、本市における現状や 市民アンケート調査等を踏まえながら、子ども・子育て支援を推進していくため、「第二期 加古川市子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」といいます。)」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1)法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、策定するものです。

(2) 関連計画との整合

本計画は、本市の最上位計画である「加古川市総合計画」をはじめ、「加古川市地域福祉計画」、「加古川市男女共同参画行動計画」、「加古川市障がい者基本計画」、「加古川市障害児福祉計画」、「かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)」など、相互に関連する他の計画と整合性を図るとともに、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも柔軟に対応することとします。

(3)計画の対象

本計画の対象は、胎児から乳幼児期を経て学齢期、思春期を含む 18 歳までの子どもと保護者(子育て家庭)とします。また、新制度では、地域及び社会全体が全ての子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体なども対象とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画とします。



4 計画の策定体制

(1) 加古川市子ども・子育て会議

公募による子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援事業の従 事者、学識経験者等で構成する市の附属機関である「加古川市子ども・子育て会議」に おいて、本計画に係る様々なご意見をいただきながら検討・策定を進めました。

加古川市子ども・子育て会議の委員構成

区分	構成員
子どもの保護者	O 歳から小学生の子どもの保護者から公募により選出
事業主を代表する者	私立教育・保育施設の代表者
労働者を代表する者	労働者団体の代表者
子ども・子育て支援に関する事 業に従事する者	子育て支援事業を実施する関係団体の従事者
子ども・子育て支援に関し学識 経験を有する者	大学教授、小学校長
その他市長が必要と認める者	民生児童委員及びPTAの代表者

(2) 市民アンケート調査の実施

就学前児童の保護者に「子育て支援に関するアンケート調査」、小学校児童の保護者に「放課後の過ごし方に関するアンケート調査」を実施し、市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象	実施方法
就学前児童保護者	市内の就学前児童(O~5歳)の保護者	無作為抽出 4,000 名 郵送による配付・回収
小学校児童保護者	市内の就学児童 (小学1・4年生) の 保護者	在校生 4,679名 学校経由による配付・回収

②回収結果

調査の種類	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	4,000 通	2,168 通	54.2%
小学校児童保護者	4,679 通	3,530 通	75.4%
合 計	8,679 通	5,698 通	65.7%

(3) パブリックコメントの実施(予定)

令和●年●月●日から令和●年●月●日にかけて本計画素案の立案に際して、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を反映しました。

5 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる 社会を実現することを目的とし、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始され、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援事業の充実」に向けた取組を進めています。

また、令和元年5月には、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点等から、子ども・子育て支援法の一部が改正され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。

(1)新制度の全体像

新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成される子ども・子育て支援サービスを提供します。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

施設型給付費

認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育給付費

家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業、居宅訪問型保 育事業

子育てのための施設等利用給付 施設等利用費

未移行の幼稚園、特別支援学校、 預かり保育事業、認可外保育施設等

子どものための現金給付 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②時間外保育事業(延長保育事業)
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な主体が本制度に参入することを促進 するための事業
- ⑤放課後児童健全育成事業(児童クラブ)
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (7)乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保 護児童等の支援に資する事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業(子育てプラザ)
- ⑪一時預かり事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ②子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 13奸婦健診事業

(2) 子どものための教育・保育給付(施設型給付、地域型保育給付)

子どものための教育・保育給付は、子どもの保護者が「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」の「教育・保育」を利用した際に、「施設型給付費」または「地域型保育給付費」を受けることができます。

ただし、給付費が確実に教育・保育に要する費用に充てられるよう、実際には保護者に代わって施設・事業者が受領する仕組みとなります(法定代理受領)。

①特定教育・保育施設

特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認した 教育・保育施設(県の設置認可を受けた教育や保育を提供する施設)です。

教育•保育施設	利用対象		概 要	
認定こども園	幼稚園 機 能	教育を希望する 3歳~5歳児 (3歳以上児)	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と 保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育 て支援も行う施設です。	
	保育所機 能	保育を必要とする 0~5 歳児	〇~2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以は全ての利用者の利用料が無償となります。	
幼稚園 (新制度移行)	教育を希望する 満3歳~5歳児 (3歳以上児)		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。 新制度に移行している(市町村長から確認を受けている)園は利用料が無償となります。	
認可保育所	保育を必要とする 0~5 歳児		就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。 〇〜2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は全ての利用者の利用料が無償となります。	

②特定地域型保育事業

特定地域型保育事業とは、市町村長が地域型保育給付の支給対象事業者として確認した地域型保育事業(市の認可を受けた少人数単位で子どもを保育する事業)です。

事業種別	利用対象	概 要
家庭的保育	保育を必要とする O~2歳児	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下) を対象にきめ細やかな保育を行います。 住民税非課税世帯の利用料が無償となります。
小規模保育		少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に 近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。 住民税非課税世帯の利用料が無償となります。
事業所内保育		企業が従業員の子どもに加え、地域の子どもに保育 を行います。 住民税非課税世帯の利用料が無償となります。
居宅訪問型 保育		障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行います。 住民税非課税世帯の利用料が無償となります。

(3) 子育てのための施設等利用給付(特定子ども・子育て支援施設等)

子育てのための施設等利用給付は、令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設された給付制度で、全ての3~5歳児(幼稚園は満3歳から)が幼児教育・保育の機会を得られるよう、子どものための教育・保育給付を受けていない3~5歳児(一部0~2歳児を含む)が、次の施設・事業を利用した際に受けることができます。

	施設•事業種別	利用対象	無償化の対象
新制度への未移行の 幼稚園		3~5 歳児	月額 2.57 万円までの利用料を無償化
	特別支援学校の 幼稚部	3~5 歳児	障がい児の発達支援を利用する子どもたちの利 用料を無償化
	預かり保育事業	3~5 歳児	保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13万円までの利用料を無償化保育の必要性の認定を受けた満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日まで子どもは住民税非課税世帯を対象に月額 1.63 万円までの範囲で利用料を無償化
認可	認可外保育施設※	0~5 歳児	保育の必要性の認定を受けた 3 歳児以上は月額 3.7 万円までの利用料を無償化
外保育施設等	・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援 事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0~5 歳児	保育の必要性の認定を受けた〇〜2歳児は住民税非課税世帯を対象に月額 4.2 万円までの利用料を無償化各上限額の範囲内において、複数サービスの利用も可能

[※]無償化の対象となる認可外保育施設は、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、基準を満たしていない場合でも5年間は無償化の対象とする猶予期間が設けられています。

(4)教育・保育給付認定と施設等利用給付認定

子どもの保護者が、「子どものための教育・保育給付」や「子育てのための施設等利用給付」を受けるには、市町村から「教育・保育給付認定」や「施設等利用給付認定」、いわゆる「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

①教育•保育給付認定

	認定区分(支給要件)	保育必要量(内容)	利用先
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、 2号認定以外のもの	教育標準時間	認定こども園 幼稚園(新制度移行)
2号 認定		保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満の子どもであって、保護者の 労働又は疾病等により、家庭において必 要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育所、地域型保育 事業

②施設等利用給付認定

	認定区分(支給要件)	利用先	
新1号 認 定	満3歳以上の就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定以外のもの	幼稚園(新制度未移行) 特別支援学校等	
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、 特別支援学校(満3歳入 園児は新3号、年少児からは新2号) 認可外保育施設、預かり	
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)	

※保育の必要量の認定は不要

③保育の必要性の事由及び保育の必要量

保育の必要性の事由	(ア)就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的に全ての就労を含む) (イ)妊娠・出産 (ウ)保護者の疾病、負傷、障がい (エ)同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護 (オ)災害復旧 (カ)継続的な求職活動 (キ)就学 (ク)虐待やDVのおそれがあること (ケ)育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること (コ)その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	
保育の必要量	(ア)保育標準時間 フルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間) (例:1 カ月あたり概ね 120 時間以上の就労) (イ)保育短時間 パートタイム就労を想定した利用時間(最長 8 時間) (例:1 カ月あたり 48 時間以上 120 時間未満の就労)	

(5) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条の規定により、市町村が地域の実情やニーズに応じ、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業 (13事業)です。

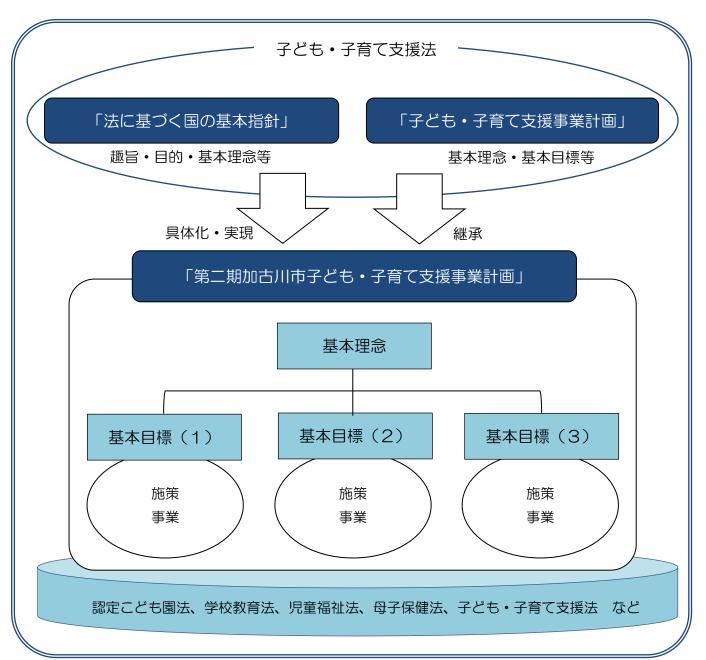
対象事業	事業内容
利用者支援事業	【既存事業】保育コンシェルジュ(利用者支援事業)、子育て世代包括 支援センター(子育て世代包括支援センター運営事業)
刊用日文版学未	保護者が多様化する子ども・子育て支援事業から適切な選択ができるよう、わかりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う事業
	【既存事業】延長保育事業
時間外保育事業	保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業
	【既存事業】実費徴収補足給付事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育給付認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設等に支払う日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行う事業
多様な主体が本制 度に参入すること	【既存事業】多様な事業者の参入促進・能力活用事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研
を促進するための事業	究や、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取組を行う事業
	【既存事業】児童クラブ
放課後児童健全育 成事業	保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童(小学生)に対して、放課後に小学校の余裕教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業
	【既存事業】子育て家庭ショートステイ事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、児童養護施設等で必要な保護を行う事業
	【既存事業】母子訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)
乳児家庭全戸訪問 事業	市内全ての4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

対象事業	事業内容
養育支援訪問事業 その他要支援児 童、要保護児童等 の支援に資する事 業	【既存事業】養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事へルパー派遣事業 乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不適当であると認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦に対し、その養育が適切に行われるよう、保健師の訪問による養育に関する相談、指導、助言や、子育てヘルパーの派遣による家事・育児等の援助を行う事業
地域子育て支援拠 点事業	【既存事業】加古川駅南・東加古川子育てプラザ(少子化対策推進事業) 乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業
一時預かり事業	【既存事業】一時預かり事業 認定こども園や幼稚園の在園児に対して、教育課程に係る教育時間 以外の時間帯において保育を行う事業と保護者の急な用事や短期の パートタイム就労などの理由により、家庭において保育を受けること が一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業
病児•病後児保育 事業	【既存事業】病児・病後児保育事業、看護師配置事業 病気や病後の乳幼児を、家庭で保育できない場合に、認定こども園 や保育所、病院等の施設において保育を行う事業
子育て援助活動支 援事業	【既存事業】ファミリー・サポート・センター運営事業 「子育ての援助を受けたい人(依頼会員)」と「子育てを援助した い人(提供会員)」を登録し、地域の中で行われる育児援助の有償ボ ランティア活動をサポートする事業
妊婦健診事業	【既存事業】妊婦健康診査費助成事業 妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることが できるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業 (母子健康手帳交付時に助成券 14 枚を交付)

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な 考え方

本市のこれまでの子育て支援施策の展開にあたって、その方向性を定めていた「第一期 加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を継承しつつ、子ども・子 育て支援法で規定される基本理念や、国の基本指針(以下「国基本指針」といいます。)で 掲げられている子ども・子育て支援新制度の趣旨・目的などを具体化し、実現していくこ とを踏まえ、「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を設定 することとします。



2 基本理念

本市では、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思っていただけるようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取組を進めるなど、妊娠から子育てまでをトータルでサポートしてきました。引き続き、これらの取組を進め、家庭や学校、地域など全ての人々が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現し、子育てがしやすく住みやすいまちとするため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川~子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして~」とします。

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川

~子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして~

3 基本的な視点

基本理念の実現に向け、子育て支援を行う上で重要な「子ども」、「親・保護者」、「地域・社会」の3つの視点から、基本目標を設定し、事業計画を進めます。

視点(1) 『子どもの視点』

子育て支援においては、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、一人一人の子どもの視点に立った教育・保育や子育て支援事業を実施することが重要であり、その内容や水準が良質かつ適切となるように取り組んでいくことが大切です。

視点(2) 『親・保護者の視点』

子育てにおいて、子どもの保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、より良い親子関係を形成し、ひいては子どものより良い育ちや健やかな成長の実現が図られるように取り組んでいくことが大切です。

視点(3) 『地域・社会の視点』

子どもが健やかに成長することのできる社会の実現には、親・保護者といった家庭のみならず、行政や学校、地域、職域その他の社会のあらゆる人が、それぞれの役割を果たし、相互に協力して子育てを支えあい、子どもの健やかな成長を見守りはぐくむように取り組んでいくことが大切です。

4 基本目標

≪基本目標(1)≫

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

『子どもの視点』

子どもの発達は、乳児期、幼児期、そして学齢期へと、連続性を有するものであるとともに、個人差が大きいものであることから、『子どもの視点』に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

≪基本目標(2)≫

『親・保護者の視点』

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

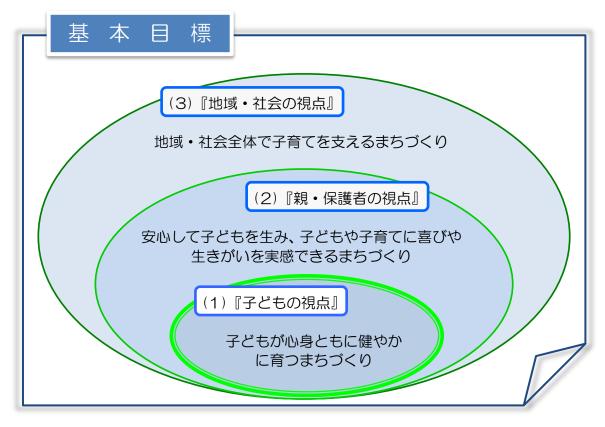
子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

≪基本目標(3)≫

地域・社会全体で子育てを支えるまちづくり

『地域・社会の視点』

地域における子育でボランティアの発掘や育成、市民の相互協力による子育で援助活動(ファミリー・サポート・センター事業)など、地域におけるさまざまな子育で支援の充実を図り、地域・社会全体が協働して子育で支援に取り組んでいきます。また、仕事と子育での両立が図られるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に取り組んでいきます。



5 子ども・子育て支援事業計画体系図

基本理念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川 ~子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして~

至/

基本理念の実現に向けた3つの視点に基づく基本目標の設定

基本目標(1)

『子どもの視点』

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

基本目標(2)

『親・保護者の視点』

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

基本目標(3)

『地域・社会の視点』

地域・社会全体で子育てを支えるまちづくり

3 つの視点に基づく基本目標の達成に向けた事業の実施

´⇒教育・保育提供区域ごとの「量」と「質」の確保、施設等利用給付の円滑な実施の確保

教育•保育給付事業

- ○教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)
- ○地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

地域子ども・子育て支援事業

- ○利用者支援事業(保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター)
- 〇時間外保育事業 (延長保育事業)
- 〇実費徴収に係る補足給付を行う事業 (実費徴収補足給付事業)
- 〇多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)
- ○放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)
- 〇子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)
- 〇乳児家庭全戸訪問事業(母子訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業))
- ○養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 (養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事へルパー派遣事業)
- 〇地域子育て支援拠点事業(加古川駅南・東加古川子育てプラザ)
- 〇一時預かり事業
- 〇病児·病後児保育事業(病児·病後児保育事業、看護師配置事業)
- 〇子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター運営事業)
- 〇妊婦健診事業 (妊婦健康診查費助成事業)

施設等利用給付事業

〇特定子ども・子育て支援施設等(新制度への未移行の幼稚園、特別支援学校の幼稚部、 預かり保育事業、認可外保育施設等)

その他の取組(任意記載事項等)

- ○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 〇子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携(児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実)
- 〇労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(ワーク・ライフ・バランス) など

第3章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村では、子ども・子育て支援 事業計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の 教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した「教 育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 における量の見込みや提供体制の確保方策等を定めることとされています。

また、国基本指針では、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、その事業展開や利用状況が異なる場合においては、地域の実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができるものとされています。

これらを踏まえ、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域は、次のとおり定めることとします。

(1)教育・保育に関する教育・保育提供区域

本市では、地理的条件として、市域を縦断し、日常生活において大きな影響を与える加古川があります。また、これまでの教育・保育施設の整備や利用状況などを総合的に勘案し、第一期計画に引き続き、本市の教育・保育に関する教育・保育提供区域を次のとおり3区域で設定します。

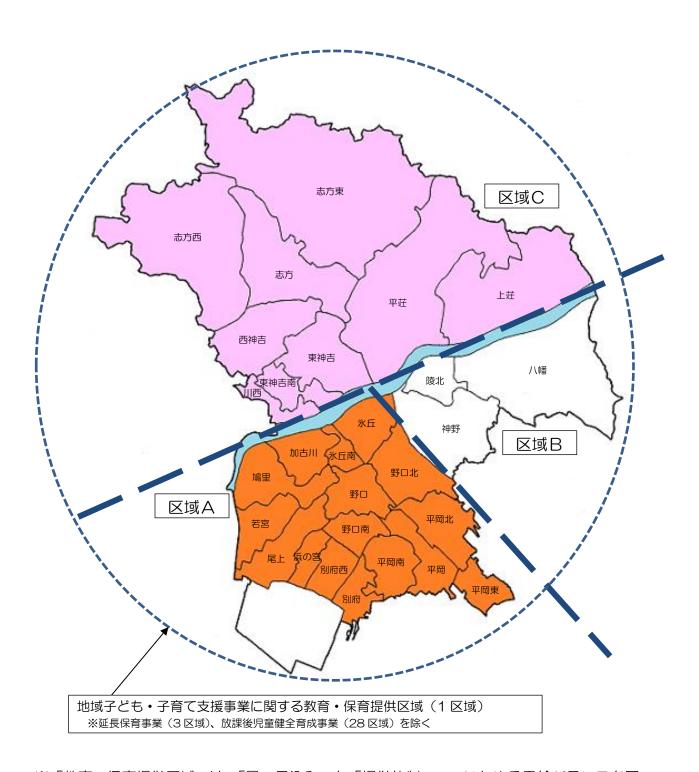
区域	区域に含まれる小学校区				
А	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、 平岡、平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北				
В	神野、陵北、八幡				
С	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、平荘、上荘				

(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域

本市においては、既存の地域子ども・子育て支援事業の多くが、市全域で事業展開し、 広域での利用が行われていることから、市全域を 1 つの区域として設定することを基本 とし、事業展開の異なる事業については、個別で適切な区域を設定します。

事業名	区域	設定にあたっての理由・考え方
利用者支援事業 実費徴収に係る補足 給付を行う事業 多様な主体が本制度 に参入することを促 進するための事業	1区域 (市全域)	市域を細分化して実施する事業ではないため、市域を 1 つの区域として設定する。
時間外保育事業 (延長保育事業)	3区域	教育・保育施設の在園児が対象であり、教育・保育の 提供と合わせて検討する必要があることから、教育・ 保育の3区域と合わせた設定とする。
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	28 区域 (小学校区)	各児童クラブの利用は、各小学校の在校児童が対象と なるため、28 小学校区を区域の単位として設定する。
子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステ イ事業)	1区域(市全域)	利用できる児童養護施設等が市内各地に存在するわけではなく、本庁への申込みを通じて、広域での利用がなされていることから、市全域を1つの区域として設定する。
乳児家庭全戸訪問事業(母子訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)	1 区域 (市全域)	対象者に対する訪問は、本庁から市域全体で実施しているものであることから、市全域を1つの区域として設定する。
養育支援訪問事業 (育児支援訪問事業、要保 護児童相談事業、産前・ 産後家事ヘルパー事業)	1区域 (市全域)	訪問等の支援は本庁から市域全体に実施しているものであることから、市全域を1つの区域として設定する。
地域子育て支援拠点 事業 (加古川駅南・東加古川子 育てプラザ)	1 区域 (市全域)	地域子育て支援拠点事業として運営している加古川駅 南及び東加古川の両子育てプラザは、現在の利用形態 として、地域を区切って利用されているわけではなく、 市域内で広域的に利用されていることから、市全域を 1つの区域として設定する。
一時預かり事業	1 区域 (市全域)	保育所で実施している一時預かりは、在園児以外の広域的な利用も多く、市域全体で検討する必要があることから、市全域を1つの区域として設定する。
病児·病後児保育事業 (病児·病後児保育事業、 看護師配置事業)	1 区域 (市全域)	現在も市域全体での広域利用を想定した事業実施となっており、市域全体で検討する必要があることから、 市全域を1つの区域として設定する。
子育て援助活動支援 事業 (ファミリー・サポート・ センター運営事業)	1 区域 (市全域)	1 カ所設置している事務局から、市域全体の登録や利用調整などを実施していることから、市全域を1つの区域として設定する。
妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事 業)	1 区域 (市全域)	妊婦健診に係る助成は、県内にある協力医療機関のほか、全ての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を1つの区域として設定する。

≪教育·保育提供区域≫



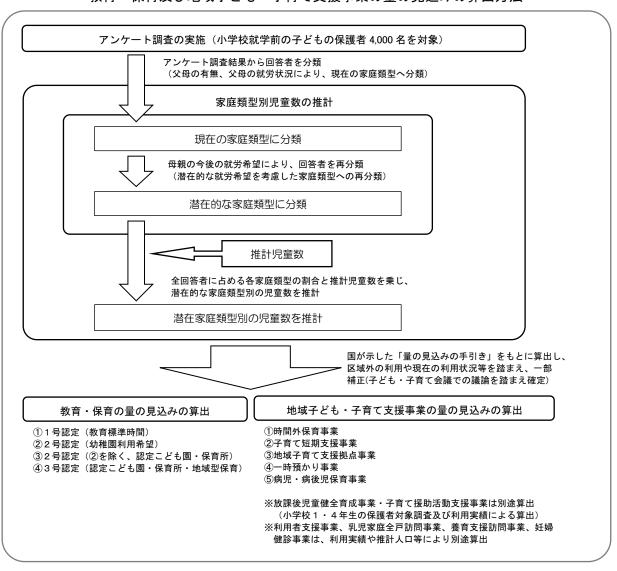
※「教育・保育提供区域」は、「量の見込み」と「提供体制」の、いわゆる需給バランスを図るための基準となるものですが、利用者の区域を超えた利用を妨げるものではなく、従来 どおり区域を越えた利用は可能です。

2 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に <u>おける今後の量の見込みの推計方法</u>

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する今後の量の見込みは、「国基本指針」 及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え 方(以下「量の見込みの手引き」といいます。)」に基づき、小学校就学前の子どもの保護 者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算出し、本市の現在の教育・保育及び地域 子ども・子育て支援事業の利用状況や事業展開等を勘案しながら、加古川市子ども・子育 て会議での意見を踏まえ、推計を行いました。

ただし、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、小学校就学前の子どもとの利用状況が大きく異なることから、市内全小学校(28 校)の1・4年生の児童の全保護者を対象として実施した放課後の過ごし方アンケート調査の結果や現在の利用状況も踏まえ、推計しました。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法



3 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の 「確保方策」の設定にあたっての基本的な考え方

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の各年度における「量の見込み」に対応するために実施しようとする「提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」といいます。)」は、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、次のとおり定めることとなります。

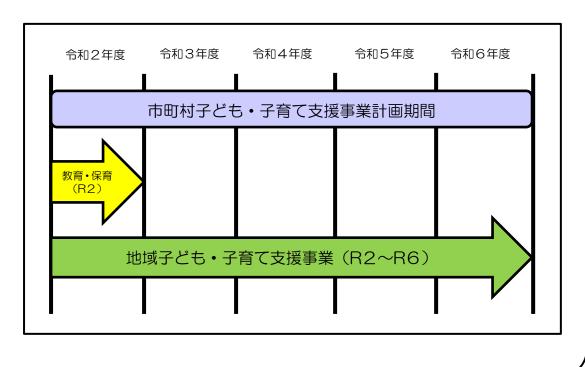
子ども・子育て支援法及び国基本指針における確保方策の設定にあたっての基本的な考え方

(1)教育・保育の確保方策

令和2年度末(「子育て安心プラン」の目標年次)までに量の見込みに対応する 提供体制を確保することを目指します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

令和6年度末までに量の見込みに対応する提供体制を確保することを目指します。



4 各年度における「教育・保育」の「量の見込み」と 「確保方策」

(1)教育・保育の確保にあたっての給付認定と施設・事業の関係

教育・保育の提供体制の確保にあたっては、子どもの保護者が市から受ける給付認定の区分(1~3号)ごとの量の見込みに対して、各区分に応じて利用できる教育・保育施設及び地域型保育事業で必要な提供体制を整備していくこととなります。

給付認定と利用できる施設・事業の関係

保育の必要性の認定		利用	利用できる教育・保育施設等				
		希望	認定こども園	幼稚園	保育所	地域型 保育事業	
1号認定	教育を希望する 3~5歳児 (満3歳以上)	教育	0	0			
2.日初中	保育を必要とする		0	0			
2号認定 3~5歳月 (満3歳以上	3~5歳児 (満3歳以上)	保育	0		0		
3号認定	保育を必要とする (満3歳未満)	保育	0		0	0	

[※]幼稚園には「確認を受けない幼稚園」も含む。

(2)教育・保育にかかる確保方策の方向性

本市における教育・保育の確保方策については、子どもの健やかな成長のために適切 な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、 以下の方向性で必要な提供体制の確保を進めていきます。

既存施設の活用

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子ども を受入れられる認定こども園への移行や、恒常的に利用児童数が定員を超過する場合の定員の見直しなど、市は、既存施設の活用を推進します。

※ただし、既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域のニーズを 踏まえ、公立幼稚園等での3歳児受入れや、地域型保育事業所の新設による確保を 検討します。

(3) 『教育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

①区域A

特 性

○過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある

○現状の提供体制が量の見込みを上回っている(提供体制の確保済み)

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

							(単位・人)
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定(教育標準時間) 2号認定(教育利用希望)	2,365	1,727	1,660	1,575	1,509	1,479
	①量の見込み合計	2,365	1,727	1,660	1,575	1,509	1,479
年度	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	1,669	1,674	1,698	1,723	1,723	1,723
年度当初定員数	(確認を受けない幼稚園)	665	665	665	665	665	665
数	②小 計	2,334	2,339	2,363	2,388	2,388	2,388
各年	既存施設の活用						
度で確	特定教育・保育的 (認定こども園、幼科		24	25	0	0	0
各年度で確保する定員数	(確認を受けない幼科	推園)	0	О	0	0	0
員 数	③小 計		24	25	0	0	Ο
	④定員数合計(②+③)			2,388	2,388	2,388	2,388
			1	1		-	
量の見込みと定員数の差(④一①)			636	728	813	879	909

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は5月1日現在

[※]幼児教育・保育の無償化等の影響により、3歳児の提供体制が不足する場合は、既存施設での定員増や公立幼稚園での3歳児の受入れを検討します。

^{※「}確保する定員数」については、定員増に向けた取組の中で、現時点において見込んでいる内容を記載しており、今後の実績に応じて修正します。

②区域B

特 性

- ○過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- ○現状の提供体制が量の見込みを上回っている(提供体制の確保済み)

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

							、単位・人)
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定(教育標準時間) 2号認定(教育利用希望)	110	107	106	106	107	107
	①量の見込み合計	110	107	106	106	107	107
年度	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	115	115	115	115	115	115
年度当初定員数	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0
数	②小 計	115	115	115	115	115	115
各年	既存施設の活用						
各年度で確保する定員数	特定教育・保育が (認定こども園、幼科		О	О	0	0	0
体する定	(確認を受けない幼科	推園)	О	О	0	0	0
員 数	③/J\ <u></u> ≣†		0	0	0	0	0
	④定員数合計(②+③)		115	115	115	115	115
	量の見込みと定員数の差(④一①)		8	9	9	8	8

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は5月1日現在

[※]幼児教育・保育の無償化等の影響により、3歳児の提供体制が不足する場合は、既存施設での定員増や公立幼稚園での3歳児の受入れを検討します。

③区域C

特 性

○過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある

○現状の提供体制が量の見込みを上回っている(提供体制の確保済み)

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1 号認定(教育標準時間) 2 号認定(教育利用希望)	464	436	420	399	366	345
	①量の見込み合計	464	436	420	399	366	345
年度	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	505	475	475	475	475	475
年度当初定員数	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0
製	②J\\ 計	505	475	475	475	475	475
各年	既存施設の活用						
各年度で確保する定員数	特定教育・保育施記 (認定こども園、幼科		0	0	0	0	0
体する定	(確認を受けない幼科	進園)	0	0	0	0	0
製	③JJ 計		0	О	О	0	0
	④定員数合計 (②+③)			475	475	475	475
	量の見込みと定員数の差(④一①)			55	76	109	130

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は5月1日現在

[※]幼児教育・保育の無償化等の影響により、3歳児の提供体制が不足する場合は、既存施設での定員増や公立幼稚園での3歳児の受入れを検討します。

(4) 『保育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

①区域A

特 性

○過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある

○量の見込みが現状の提供体制を上回っている(提供体制の不足)

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

							(単121・人)
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回の置	2号認定(保育希望)	2,358	2,728	2,621	2,487	2,384	2,334
量の見込み	3号認定	1,696	1,777	1,738	1,699	1,661	1,623
	①量の見込み合計	4,054	4,505	4,359	4,186	4,045	3,957
年度	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	3,653	3,701	4,132	4,132	4,132	4,132
年度当初定員数	特定地域型保育事業	316	373	373	373	373	373
数数	②小 計	3,969	4,074	4,505	4,505	4,505	4,505
各年	既存施設の活用						
度で確定	特定教育・保育施語 (認定こども園、保育		431	0	0	0	0
各年度で確保する定員数	特定地域型保育事績	特定地域型保育事業		0	0	0	0
漫数	③小 計		431	О	0	0	0
	④定員数合計 (②+③)			4,505	4,505	4,505	4,505
量の見込みと定員数の差(④一①)		О	146	319	460	548	

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は4月1日現在

[※]既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。

^{※2}年度の「確保する定員数」については、定員増に向けた取組の中で、現時点において見込んでいる内容を記載しており、今後の実績に応じて修正します。

②区域B

特 性

- ○過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- ○量の見込みが現状の提供体制を上回っている(提供体制の不足)

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

							<u>(単位:人)</u>
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の日	2号認定(保育希望)	395	388	380	372	371	369
量の見込み	3号認定	113	188	187	186	184	182
	①量の見込み合計	508	576	567	558	555	551
年度	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	550	550	596	596	596	596
年度当初定員数	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
数	②J\ = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	550	550	596	596	596	596
<i>k</i> 7	既存施設の活用						
年	מוטוע אוטורט אויבו או						
度で確保	特定教育・保育施語 (認定こども園、保育		46	Ο	0	0	0
各年度で確保する定員数	特定地域型保育事績	特定地域型保育事業		Ο	0	0	0
員 数	③小 計		46	О	0	0	О
	④定員数合計(②+③)			596	596	596	596
量の見込みと定員数の差(④一①)			20	29	38	41	45

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は4月1日現在

[※]既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。

③区域 C

特 性

- ○過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- ○量の見込みが現状の提供体制を上回っている(提供体制の不足)

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

							<u>(単位:人)</u>
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の日	2号認定 (保育希望)	609	635	612	582	526	490
量の見込み	3号認定	302	360	332	314	297	281
	①量の見込み合計	911	995	944	896	823	771
年度	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	910	922	983	983	983	983
年度当初定員数	特定地域型保育事業	12	12	12	12	12	12
数	②J\ 計	922	934	995	995	995	995
各年	 既存施設の活用 						
各年度で確保する定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育		61	0	0	0	0
体する定	特定地域型保育事績	‡	0	0	0	0	0
員 数	員 数 ③小 計		61	0	0	0	0
④定員数合計(②+③)			995	995	995	995	995
量の見込みと定員数の差(④一①)			0	51	99	172	224

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、年度当初定員数は4月1日現在

[※]既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。 ※2年度の「確保する定員数」については、定員増に向けた取組の中で、現時点において見込んでいる内容を記

載しており、今後の実績に応じて修正します。

5 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の 「量の見込み」と「確保方策」

(1) 地域子ども・子育て支援事業にかかる確保方策の方向性

本市における地域子ども・子育て支援事業(13事業)の確保方策については、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、令和6年度末までに提供体制を確保することを目指し、「量の確保」と「質の向上」に向け、以下の方向性で取組を進めていきます。

①「量の見込み(ニーズ量)」に対応した提供体制の確保

アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み」に対応するため、 提供体制が不足している事業については、事業計画に基づき計画的な「量の 確保」に向けた整備を行っていきます。

②地域の実情に応じた事業内容の充実

「量の見込み」に対応した提供体制を確保するだけではなく、地域の実情に応じた事業内容の充実をはじめとした、「質の向上」に向けた取組を進めていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の各事業の方向性

上記の方向性を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の各事業では、次のとおり取組を進めていきます。

事業名	事業の方向性(「量の確保」・「質の向上」)
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ、子育 て世代包括支援センター)	○各種研修への参加による情報収集 ○相談体制及び情報提供内容の充実やプライバシーへの配慮 ○施設、事業、市町村など地域の子育て支援に関わる関係機関と の連絡・調整、連携、協働の体制の更なる強化
時間外保育事業 (延長保育事業)	〇希望する保護者が利用できる環境の整備
実費徴収に係る補足給付 を行う事業 (実費徴収補足給付事業)	○対象者への事業に関する広報・周知○対象者への確実な給付

事業名	事業の方向性(「量の確保」・「質の向上」)
多様な主体が本制度に参 入することを促進するた めの事業 (多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業)	○新規参入事業者に対する必要な指導・助言等の支援の実施 ○専門的な知識を有する巡回支援員の人材確保 ※巡回支援員…【国要綱より】各市町村において事業経験のある者(例:保育士○B等)で、新規参入事業者に対して事業運営や事業実施に関する相談・助言等を行うために必要な専門性を有する者
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	〇研修の実施による支援員・補助員の資質向上 〇民間事業者による事業の実施
子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ 事業)	○緊急時(休日を含む)の利用ニーズへの対応の検討
乳児家庭全戸訪問事業 (母子訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業))	〇児童虐待担当部署との月1回の連絡会議の実施 〇担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要 とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業、要保護 児童相談事業、産前・産後 家事ヘルパー派遣事業)	○乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診担当部署との月1回の連絡会議の実施○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
地域子育て支援拠点事業 (加古川駅南・東加古川子育 てプラザ)	〇加古川駅南・東加古川子育てプラザの利用促進に向けた広報 〇子育てに関する相談や講座、情報提供の充実
一時預かり事業	〇希望する保護者が利用できる環境の整備
病児・病後児保育事業 (病児・病後児保育事業、看 護師配置事業)	○病児保育の拡充 ○事業の周知や利用しやすい環境の整備
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セ ンター運営事業)	○制度及び事業の周知 ○希望する保護者が利用しやすい環境の整備
妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業)	〇制度及び事業の周知 〇出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するための、医療機関や市町村など関係機関との連携の充実

(2)「地域子ども・子育て支援事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①利用者支援事業(保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター)

保育コンシェルジュ(利用者支援専門員)1か所、子育て世代包括支援センター 2か所の計3か所で実施

《各年度の量の見込みと確保方策》

(単位:か所)

各组		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の日	特定型 (保育コンシェルジュ)	1	1	1	1	1	1
量の見込み	母子保健型 (子育て世代包括支援センター)	2	2	2	2	2	2
	①量の見込み	3	3	3	3	3	3
確保方策	特定型 (保育コンシェルジュ)	1	1	1	1	1	1
方策	母子保健型 (子育て世代包括支援センター)	2	2	2	2	2	2
	②確保方策 (設置箇所数)	3	3	3	3	3	3
m m	量の見込みと確保方策の差 (②一①)	0	0	0	0	0	О

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成31年4月1日現在の設置数

②時間外保育事業(延長保育事業)

【区域A】

 私立認定こども園15園(分園含む)、私立認可保育所17園、地域型保育事業所20事業所の計52園・事業所で実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

各年度の量の見込みと確保方策	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1,431	1,675	1,623	1,562	1,512	1,478
②確保方策 (実施園における定員数)	3,479	3,479	3,479	3,479	3,479	3,479
量の見込みと確保方策の差 (②—①)	2,048	1,804	1,856	1,917	1,967	2,001

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成31年4月1日現在の定員数

【区域B】

 私立認定こども園3園で実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	182	208	208	206	206	206
②確保方策 (実施園における定員数)	550	550	550	550	550	550
量の見込みと確保方策の差 (②一①)	368	342	342	344	344	344

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成31年4月1日現在の定員数

【区域C】

現 状

認定こども園6園、私立認可保育所1園、地域型保育事業所1事業所の計8園・ 事業所で実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
①量の見込み	222	249	235	223	204	190
②確保方策 (実施園における定員数)	732	732	732	732	732	732
量の見込みと確保方策の差 (②一①)	510	483	497	509	528	542

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成31年4月1日現在の定員数

③放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

 全小学校区(28小学校区)、78クラブにおいて実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

【1 加古川小学校】

							(里位:人)
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	120	122	122	133	119	113
兄込み	高学年(4~6年生)	41	59	50	48	48	47
	①量の見込み合計	161	181	172	181	167	160
	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	О
X	②小 計	0	0	0	0	0	0
③定員数		266	190	190	190	190	190
量の見込みと定員数の差 (③一①)		105	9	18	9	23	30

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【2 鳩里小学校】

(単位:人)

							(単位・人)
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	151	163	178	174	166	166
元込み	高学年(4~6年生)	40	50	47	51	37	41
	①量の見込み合計	191	213	225	225	203	207
+	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	О
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	334	239	239	239	239	239
量の見込みと定員数の差 (③一①)		143	26	14	14	36	32

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【3 氷丘小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	129	123	126	123	160	108
兄込み	高学年(4~6年生)	43	20	24	20	19	19
	①量の見込み合計	172	143	150	143	179	127
T#	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
X	②小 計	0	0	0	0	0	0
③定員数 (受入可能人数)		212	212	212	212	212	212
量の見込みと定員数の差 (③一①)		40	69	62	69	33	85

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【4 氷丘南小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	152	154	137	154	144	117
見込み	高学年(4~6年生)	53	38	35	36	36	32
	①量の見込み合計	205	192	172	190	180	149
Trib	定員の見直し	∆48	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	40	0	0	0	0	0
	②小 計	Δ8	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)		228	228	228	228	228
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	23	36	56	38	48	79

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【5 若宮小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	54	67	70	86	40	64
見込み	高学年(4~6年生)	22	15	20	18	18	20
	①量の見込み合計	76	82	90	104	58	84
Trito	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
<i>2</i> 14	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)	110	110	110	110	110	110
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	34	28	20	6	52	26

【6 尾上小学校】

(単位:人)

			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	97	90	106	74	87	74
見込み	高学年(4~6年生)	38	17	17	18	16	18
	①量の見込み合計	135	107	123	92	103	92
Trta	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)		166	166	166	166	166
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	31	59	43	74	63	74

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【7 浜の宮小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	77	71	67	84	71	74
兄込み	高学年(4~6年生)	27	21	22	17	15	14
	①量の見込み合計	104	92	89	101	86	88
Trta	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
X	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	168	120	120	120	120	120
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	64	28	31	19	34	32

【8 別府小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	44	38	38	29	51	35
込み	高学年(4~6年生)	23	20	23	19	13	10
	①量の見込み合計	67	58	61	48	64	45
	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	3定員数 3定員数		79	79	79	79	79
	量の見込みと定員数の差 (③一①)		21	18	31	15	34

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【9 別府西小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	108	113	100	110	116	91
見込み	高学年(4~6年生)	34	52	53	46	49	42
	①量の見込み合計	142	165	153	156	165	133
Trto	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
X	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)	168	168	168	168	168	168
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	26	3	15	12	3	35

【10 平岡小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		70 1/2	乙十汉	0 - / / / /	十十/文	0+12	0+12
量の見込み	低学年(1~3 年生)	54	82	70	85	71	91
充込み	高学年(4~6年生)	21	12	13	16	13	12
	①量の見込み合計	75	94	83	101	84	103
Tita	定員の見直し	0	0	0	0	0	О
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	159	114	114	114	114	114
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	84	20	31	13	30	11

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【11 平岡東小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	156	135	135	125	111	102
元込み	高学年(4~6年生)	46	60	60	49	44	44
	①量の見込み合計	202	195	195	174	155	146
Trto	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
<i>2</i> 12	②小 計	Ο	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)	265	265	265	265	265	265
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	63	70	70	91	110	119

【12 平岡南小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	96	107	113	99	79	91
見込み	高学年(4~6年生)	34	40	37	36	33	36
	①量の見込み合計	130	147	150	135	112	127
Trin	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	。 ③定員数 (受入可能人数)		168	168	168	168	168
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	38	21	18	33	56	41

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【13 平岡北小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	109	113	106	119	88	103
見込み	高学年(4~6年生)	35	52	44	46	41	38
	①量の見込み合計	144	165	150	165	129	141
Trto	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
<i>2</i> 12	②小 計	Ο	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)	208	208	208	208	208	208
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	64	43	58	43	79	67

【14 野口小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	139	163	172	157	181	136
元込み	高学年(4~6年生)	45	14	13	12	13	14
	①量の見込み合計	184	177	185	169	194	150
+	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	80	0	0	0	0	0
	②小 計	80	0	0	0	0	0
③定員数		280	200	200	200	200	200
量の見込みと定員数の差 (③一①)		96	23	15	31	6	50

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【15 野口南小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	131	129	124	145	134	129
見込み	高学年(4~6年生)	37	63	63	55	55	55
	①量の見込み合計	168	192	187	200	189	184
Trito	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
<i>2</i> 14	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)	218	218	218	218	218	218
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	50	26	31	18	29	34

【16 野口北小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	134	115	102	92	111	75
元込み	高学年(4~6年生)	38	34	37	34	34	29
	①量の見込み合計	172	149	139	126	145	104
+	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	О
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	212	152	152	152	152	152
	量の見込みと定員数の差 (③一①)		3	13	26	7	48

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【17 神野小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	56	44	38	44	40	36
見込み	高学年(4~6年生)	23	26	23	23	17	16
	①量の見込み合計	79	70	61	67	57	52
Trto	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
<i>2</i> 12	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	110	79	79	79	79	79
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	31	9	18	12	22	27

【18 陵北小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	51	48	48	51	57	51
元込み	高学年(4~6年生)	12	11	7	11	12	12
	①量の見込み合計	63	59	55	62	69	63
+	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	О
	②小 計	Ο	0	0	0	0	0
	③定員数	108	78	78	78	78	78
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	45	19	23	16	9	15

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【19 八幡小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	29	25	25	20	19	20
元込み	高学年(4~6年生)	10	9	9	9	7	7
	①量の見込み合計	39	31	34	29	26	27
Tr#n	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	О
	②小 計	0	0	0	0	0	О
	③定員数	54	39	39	39	39	39
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	15	8	5	10	13	12

【20 川西小学校】

(単位:人)

							(単位・八)
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	45	42	59	56	51	59
充込み	高学年(4~6年生)	23	19	29	23	16	23
	①量の見込み合計	68	61	88	79	67	82
Teta	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)	110	110	110	110	110	110
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	42	49	22	31	43	28

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【21 東神吉小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	50	40	28	28	34	37
兄込み	高学年(4~6年生)	12	6	5	5	5	Э
	①量の見込み合計	62	46	33	33	39	40
Trta	定員の見直し	△27	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	40	0	0	0	0	0
<i>X</i>	②小 計	13	0	0	0	0	0
	③定員数	112	80	80	80	80	80
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	50	34	47	47	41	40

【22 東神吉南小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	71	118	88	94	100	76
込み	高学年(4~6年生)	24	20	28	17	27	20
	①量の見込み合計	95	138	116	111	127	96
Trito	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②J\ 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)		168	168	168	168	168
	量の見込みと定員数の差 (③一①)		30	52	57	41	72

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【23 西神吉小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	55	79	79	62	58	68
込み	高学年(4~6年生)	25	21	15	17	15	15
	①量の見込み合計	80	100	94	79	73	83
Trto	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	О
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数 (受入可能人数)	112	112	112	112	112	112
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	32	12	18	33	39	29

【24 志方小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	37	34	42	26	26	26
元込み	高学年(4~6年生)	10	7	8	9	9	12
	①量の見込み合計	47	41	50	35	35	38
+	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	О
	②小 計	0	0	0	0	0	0
③定員数 (受入可能人数)		56	56	56	56	56	56
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	9	15	6	21	21	18

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【25 志方東小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	12	12	15	15	3	12
見込み	高学年(4~6年生)	4	10	7	10	5	5
	①量の見込み合計	16	22	22	25	8	17
Trto	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
<i>2</i> 12	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	54	39	39	39	39	39
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	38	17	17	14	31	22

【26 志方西小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	24	23	22	22	21	22
見込み	高学年(4~6年生)	8	8	8	6	10	8
	①量の見込み合計	32	31	30	28	31	30
Trib.	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	56	40	40	40	40	40
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	24	9	10	12	9	10

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

【27 平荘小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	23	19	17	11	18	19
兄込み	高学年(4~6年生)	17	13	15	13	7	7
	①量の見込み合計	40	32	32	24	25	26
Trta	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
<i>X</i>	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	56	40	40	40	40	40
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	16	8	8	16	15	14

【28 上荘小学校】

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	低学年(1~3 年生)	36	18	11	12	24	4
兄込み	高学年(4~6年生)	9	8	5	7	8	5
	①量の見込み合計	45	26	16	19	32	9
Trta	定員の見直し	0	0	0	0	0	0
確保方策	クラブ新設	0	0	0	0	0	0
	②小 計	0	0	0	0	0	0
	③定員数	54	39	39	39	39	39
	量の見込みと定員数の差 (③一①)	9	13	23	20	7	30

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、定員数は平成31年4月1日現在の受入可能人数

④子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)

現 状

〇~2歳未満児は乳児院(市外4施設)、2歳児以上は児童養護施設(市内2施設及び市外11施設)、母子生活支援施設(市外2施設)で実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人/年)

					(十)	ロ・ハ/ サ/
	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
①量の見込み	280	544	526	507	489	476
②確保方策	413	544	526	507	489	476
(現行の提供体制による実施)		外4施設)児 設(市外2施		(市内2施設)	及び市外11歳	拖設)、母子
量の見込みと確保方策の差 (②—①)	133	0	0	0	0	0

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑤乳児家庭全戸訪問事業(母子訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業))

現 状

保健師、助産師及び看護師の訪問による子育て相談や必要な情報提供

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人)

						(+12.70)
	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
①量の見込み	2,448	1,879	1,832	1,787	1,743	1,700
②確保方策	1,939	1,879	1,832	1,787	1,743	1,700
(現行の提供体制による実施)		 >加古川市 施体制>38	人(保健師、	助産師及び	看護師)	
量の見込みと確保方策の差 (②一①)	△509	0	0	0	0	0

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の対象者数

⑥養育支援訪問事業

(養育支援訪問事業、要保護児童相談事業、産前・産後家事ヘルパー派遣事業)

現 状

○保健師等の訪問による専門的な育児支援

〇子育てヘルパーの派遣(委託1事業者)による家事援助

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人/年)

						<u> </u>
	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
①量の見込み	30	64	64	64	64	64
②確保方策	64	64	64	64	64	64
(現行の提供体制による実施)	<実施機関>加古川市 <訪問の実施体制>3人(保健師) <ヘルパー派遣の委託団体>1事業者					
量の見込みと確保方策の差 (②一①)	34	0	0	0	0	0

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成 3O 年度の対象者数

[※]量の見込みは、推計児童数により算出

⑦地域子育て支援拠点事業(加古川駅南・東加古川子育てプラザ)

現 状

○加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2か所で実施 ○子育てサークルの育成、各種講座の実施、子育て支援情報の提供や相談、助言 など

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人/年)

	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度	6 年度
①量の見込み	77,532	73,212	71,208	69,432	67,680	65,952
②確保方策	70,038	73,212	71,208	69,432	67,680	65,952
(現行の提供体制による実施)	<実施体制 加古川駅南	> > 子育てプラt	げ及び東加古	川子育てプラ	ザの2か所	で実施
- 量の見込みと確保方策の差 (②—①)	△7,494	0	0	0	0	0

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑧幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)

現 状

公立認定こども園3園、私立認定こども園22園、公立幼稚園17園、私立幼稚園 2園の計44園で実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人/年)

		元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
量の見込み	1 号認定 (教育標準時間)	14,703	9,062	8,729	8,312	7,931	7,722
込み	2 号認定 (教育利用希望)	6,018	54,081	52,091	49,602	47,325	46,081
	①量の見込み合計	20,721	63,143	60,820	57,914	55,256	53,803
確保方策	公立認定こども園・幼稚園 (6人×19 園×190日)	34,876	21,660	21,660	21,660	21,660	21,660
方策	私立認定こども園・幼稚園 (平成 30 年度利用実績)	34,870	34,691	34,691	34,691	34,691	34,691
	②確保方策合計	34,876	56,351	56,351	56,351	56,351	56,351
e in i	量の見込みと確保方策の差 (②一①)	14,155	△6,792	△4,469	△1,563	1,095	2,548

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑨その他の一時預かり事業 (保育所等)

 認定こども園16園、私立認可保育所10園、地域型保育事業所11事業所の計37園・事業所で実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人/年)

	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
①量の見込み	15,219	34,143	33,060	31,913	30,829	30,020
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	43,512	40,278	40,278	40,278	40,278	40,278
量の見込みと確保方策の差 (②—①)	28,293	6,135	7,218	8,365	9,449	10,258

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は元年度の提供体制

⑩病児・病後児保育事業(病児・病後児保育事業、看護師配置事業)

 私立認定こども園4園、私立認可保育所1園、病児保育室1か所の計6園・診療所で実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人/年)

	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
①量の見込み	1,403	10,697	10,351	9,969	9,610	9,361
②年度当初の提供体制	2,928	8,120	8,120	9,296	9,296	9,784
③各年度で確保する提供体制 ※病児保育室及び保育施設 在園児対象の病児保育の拡充	0	0	1,176	0	488	0
④年度末の提供体制(②+③)	2,928	8,120	9,296	9,296	9,784	9,784
量の見込みと確保方策の差 (④—①)	1,525	△2,577	△1,055	△673	174	423

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値

①子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター運営事業)

 加古川市ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員と提供会員の募集、 育児援助活動の連絡調整や援助活動に関する講習などの実施

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

(単位:人/年)

	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
①量の見込み	5,928	5,928	5,720	5,564	5,460	5,252
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	4,331	5,928	5,720	5,564	5,460	5,252
量の見込みと確保方策の差 (②—①)	△1,597	0	0	0	0	0

[※]元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の延べ利用人数

⑩妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業)

- 〇県内の協力医療機関等での妊婦健診に利用可能な助成券を配付(14回、上限96,000円の助成)
- ○協力医療機関以外での健診費用についても、後日、利用者の申請により還付しており、全ての医療機関等での妊婦健診が助成の対象

≪各年度の量の見込みと確保方策≫

		元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
量の見	①対象人数(人)	3,427	2,819	2,748	2,681	2,615	2,550
込み	②健診回数(回/年)	26,388	21,424	20,884	20,376	19,874	19,380
	③対象人数(人)	3,170	2,819	2,748	2,681	2,615	2,550
確 保	④健診回数(回/年)	24,047	21,424	20,884	20,376	19,874	19,380
策	現行の提供体制に よる実施	<助成対象となる健診の実施場所>妊婦健診を実施する医療機関等 <助成対象となる検査項目> 基本的な妊婦健診項目(各回)と各種医学的検査(血液検査、子宮室がん検診(細胞診)、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査性器クラミジア検査)、その他必要な検査 <健診の実施時期>通年					
量の見込みと確保方策の差 対象人数 (③一①)		△257	0	0	0	0	0
量の見込みと確保方策の差 健診回数(④—②)		△2,341	0	0	0	0	0

※元年度の量の見込みは第一期計画の数値、確保方策は平成30年度の対象者数・延べ健診回数

[※]令和2年度以降の対象人数は、推計児童数により算出した当該年度中に健診を受けることが見込まれる人数 ※妊娠期間の関係で2か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1人」を計上

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進 に関する体制の確保

新制度において、子ども・子育て支援とは、「父母その他の保護者は、子育てについての 第一義的責任を有する」という基本的認識を前提として、保護者が子育てについての責任 を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に 寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯 定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子 どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うものとされています。 この子ども・子育て支援の意義を踏まえ、本市では、保護者が多様化する子育て支援か ら適切な選択ができるよう、利用者支援事業等による情報提供や、子ども・子育てに関す る相談体制の充実を図るとともに、市内外の住民に対して、市ホームページや子育て応援 アプリ(かこたんナビ)などにより、本市の子育て支援に関する周知を広く行っていきま す。

また、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の「量の拡大」と「質の向上」に計画的な取組を進め、妊娠、出産、乳幼児期を経て学齢期に至るまでの切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を行っていきます。

(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受入れることのできる施設です。

本市においては、平成31年4月現在、公立3園と私立24園が設置されており、今後、 子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

(2) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現に あたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進め ることが重要です。

本市ではこれまで、幼稚園と保育所での保育時間の違いがある中で、ともに質の高い 就学前教育を提供するため、平成21年度に幼稚園・保育所共通の「加古川市就学前教 育カリキュラム」を作成し、年齢ごとの教育・保育内容の統一や連続性を考慮した取組 を進めてきました。また、平成28年度には、様々な教育・保育関係者の参画の下で、 当該カリキュラムの内容や活用方法等の再点検及び見直しを行い、本市に所在する教 育・保育施設等を利用する全ての子どもの健やかな成長を支援する就学前教育・保育が 行われるよう、当該カリキュラムの活用を推進しています。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所並びに保育教諭、幼稚園教諭及び保育士といった、施設の類型や従事者などの枠組みを超えた「就学前教育・保育合同研修」や「保育士等キャリアアップ研修」を実施するほか、公立認定こども園・幼稚園では指導主事、公立保育所では指導担当が様々な研修等を行うとともに、私立認定こども園・保育所等に相談担当が定期的に訪問し、本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる「質の向上」に向けた取組を進めており、引き続きこのような研修や指導・助言の実施に取り組むとともに、公立・私立一様に研究会への参加を推進していきます。

さらには、全国的な保育士不足の中、私立施設の安定的な運営及び質の向上を目的として実施している「民間保育所・認定こども園就職フェア」、「保育士就労支援一時金」、「子育て支援員研修」といった保育士確保の取組についても継続して進めていきます。また、特別支援教育については、公立認定こども園・幼稚園において、特別支援ルームの設置や特別支援教育コーディネーターを配置するなど、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援を実施しており、引き続き研修等を通じて教員の資質向上を図りながら、特別支援教育を推進していきます。

このほか、国際化の進展に伴う帰国幼児・外国人幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、教員等の研修を実施するなどの必要な支援策を検討していきます。

(3) 就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

近年、少子化や核家族化を背景として、子どもの様々な生活体験の機会の減少や家庭の孤立化をはじめ、兄弟姉妹の減少による異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。また、地域社会においても、地域コミュニティや人間関係の希薄化が進むなど、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中で、認定こども園・幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ 進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小 1 プロブレム」や「中 1 ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、子どもの健やかな発達を支えていくことが重要です。

本市では、市内の12中学校の各中学校区を一つの単位(ユニット)として、その地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校が相互に連携し、家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくための、「中学校区連携ユニット12」の取組を進めています。

「中学校区連携ユニット 12」では、認定こども園・幼稚園・保育所や小学校等の学校園が「タテの連携」を図り、校種を越えた教職員や幼児・児童・生徒の交流活動の充実などを通して、就学前教育から学校教育へと連続した育ちや、一人一人の子どもの学

びを支える取組を進めるとともに、地域や家庭との連携・協働を図り、子どもたちを地域全体で育てていく「地域総がかりの教育」を進めています。

この「中学校区連携ユニット 12」での取組を中心に、今後も就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に努めていきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付制度」においては、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、兵庫県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる施設等利用費の 請求については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設にお いて取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等 利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、兵庫県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく 是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、兵庫県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

8 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等 の円滑な利用の確保

子育て期の家庭において、O 歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりする状況がある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、1 歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、育児休業期間の満了により年度途中から保育を希望する 保護者に対して、入所申込みや入所判定の時期等の配慮を行っています。平成 30 年度からは、保育の受け皿となる特定教育・保育施設等の負担軽減を図り、働く保護者にとって 子育てのしやすい環境を整備し、育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的に、育児休業からの職場復帰を行う保護者の児童の受入れ体制を整備し、入所枠を確保する特定 教育・保育施設等に対して、保育士等を確保するために要する費用の一部を補助しています。

また、育児休業に伴う在園児の入所の取り扱いについて、本来は保護者が在宅となるため退園となるケースにおいて、児童の環境の変化に留意するため、継続して入所を承諾しているところです。

本市が行っている取組

取組	内容
育児休業期間満了時から の入所希望に対する配慮	育児休業期間の満了に伴う、年度途中からの入所希望に対して、前年度に実施する年度当初(4月)の申込時期と同じ時期に申込みができるようにしています。 (入所を希望する前月に申込みを行う一般的な途中入所よりも、入所しやすい仕組み)
育児休業期間中の在園児 の入所に対する配慮	育児休業により保護者が在宅となるため、本来は退園となる兄弟姉妹の在園児について、児童の環境の変化や保護者の出産後の育児負担に留意するため、最長で出産児童が1歳になる年の年度末まで入所を承諾しています。

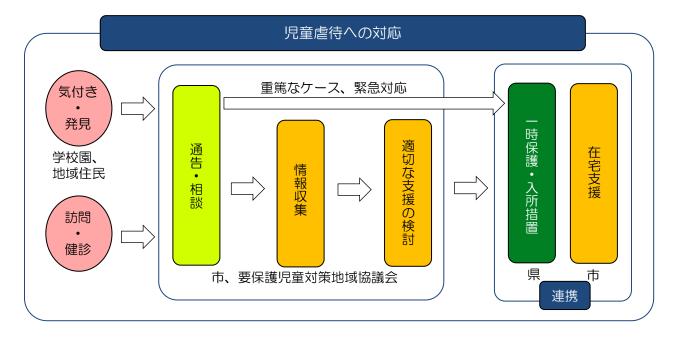
今後、産後休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めるとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化するほか、当該保護者の円滑な利用に向けた仕組みづくりを検討していきます。

9 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に 関する兵庫県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

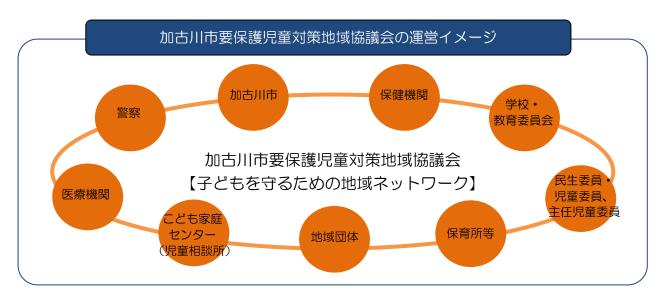
本市では、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育で等を推進し、「児童虐待の発生予防・早期発見」や「虐待通告に関する啓発活動」のほか、主に家庭への支援を行う「児童虐待への対応」を行い、妊娠期からの切れ目のない支援を行うために「子育て世代包括支援センターとの情報共有」や、重篤なケースに対しては、「兵庫県こども家庭センター(児童相談所)への情報提供及び協力対応」など、関係機関と連携しながら児童虐待の防止対策に取り組んでいます。

例えば、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等の実施の際に特別な支援を要すると判断した家庭や、学校園・近隣住民からの児童虐待に関する「気づき・発見」による「通告・相談」を受けた子ども及び家庭に対し、緊急対応が必要な場合は兵庫県こども家庭センターによる一時保護や児童施設入所などの措置に向けた対応を行うとともに、緊急性がそれほど高くないと判断した場合、必要な「情報収集」や「適切な支援の検討」を行った上で、調査や家庭訪問などを通した「在宅支援」を行うなど、個々のケースに応じて適切な対応を行っています。



また、要保護児童の適切な保護や、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、児童虐待防止対策の調整機関として、関係機関で組織する「加古川市要保護児童対策地域協議会」を平成17年3月に設置し、代表者会議、連絡会議、実務者会議、事例検討会議(ケース会議)の4層で構成する会議の開催により、関係機関の連携・協力をはじめ、要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議や、要保護児童等への対策に係る啓発活動その他対策に関することを協議しています。

児童虐待に関する業務に従事する相談員等の職員には、市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修や要保護児童対策調整機関の調整担当者研修などの専門的な知識や技能を取得するための研修に参加させ、従事者の資質向上を図っていますが、これまで進めてきた取組を継続的に行うためにも、今後も専門的な知識や技能を有する人材を確保していくことが重要であり、安定的な人材の確保に向けた仕組みづくりに努めます。



加古川市要保護児童対策地域協議会での取組

代表者会議

代表者会議では、協議会の活動状況の報告や評価、啓発活動の検討など、連絡会議や実務者 会議等が円滑に運営されるための環境整備に関する事項を協議しています。

連絡会議

連絡会議では、要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握のほか、要保護児童対策を推進するための研修会の開催や啓発活動を行っています。

実務者会議

実務者会議では、市の関係機関や兵庫県のこども家庭センターや健康福祉事務所、児童家庭 支援センターに加え、専門的な(学術的な)見地から大学教授をスーパーバイザーとして招へ いし、リスクの高い乳幼児や発達状況に問題のある児童、非行問題等の問題行動のある児童等 についての進行管理を行っています。

事例検討会議(ケース会議)

事例検討会議(ケース会議)では、個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する関係機関等の担当者により、ケースごとの状況や問題点、支援の経過などの情報を共有し、具体的な対応の検討や、支援の内容及びスケジュール(支援計画)などを決定しています。

一方、児童虐待に関して特別な権限を有し、専門員を配置する兵庫県こども家庭センター(児童相談所)では、より高度な専門的対応や法的対応が必要なケースに重点化しています。

例えば、市町の個別の児童家庭相談のケースに応じて、初期対応や行政権限の発動の必要性の判断も含めた技術的援助や助言を行うほか、市町では対応が困難なケースに対しては、立入調査等の権限を活用しつつ、子どもやその保護者への専門的な支援を行うとともに、緊急的な対応が必要な場合には、「一時保護」や児童施設入所などの「措置」を行っています。

兵庫県こども家庭センター(児童相談所)でのその他の取組

取組	内 容
児童虐待防止 24 時間ホット ライン	虐待通告の窓口として、市町単独では難しい休日・夜間の対応も行えるよう、「児童虐待防止 24 時間ホットライン」を設置しています。
各種相談	「児童虐待」「家庭での養育困難」「発達・障がい」「非行 や性格、しつけ」「不登校・いじめ」といった相談を受付 しています。
児童福祉司任用資格取得研 修の実施	市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修を 実施しています。
要保護児童対策調整機関の 調整担当者研修	要保護児童対策調整機関の調整担当者を対象に、子どもの 権利を守ることを最優先としたソーシャルワークの実践 を目的とした研修を実施しています。
その他の支援	里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援 や、養子縁組に関する相談・支援を実施しています。

児童虐待の防止及び対策には、本市が児童委員や医療機関、学校園等の関係機関と連携し、共通の認識や役割分担の確認、情報交換を行いながら、早期発見及び早期対応に向けた取組を行うことが重要であり、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心とする子どもを守る地域ネットワークのさらなる強化に努めるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、兵庫県こども家庭センターと連携を図りながら、今後も個別のケースに応じて必要な対応を進めていきます。

また、さらなる児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行う ため、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を整備します。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市ではこれまで、ひとり親家庭をめぐる様々な状況を踏まえ、その自立を支援するための施策等を総合的かつ計画的に展開するため、平成17年3月に「加古川市母子家庭等自立促進計画」を策定し、「母子家庭・父子家庭・寡婦がいきいきと安心して暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、「子育て・生活支援策の推進」、「就業支援策

の推進」、「養育費確保・相談体制の充実」、「経済的支援策の推進」の4つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を推進してきました。

また、平成22年3月に策定した「加古川市次世代育成支援後期行動計画」には、当該計画を改定した内容を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援のさらなる推進に向けた施策を展開してきました。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子・父子自立支援員を配置し、経済的な問題を 抱えた家庭に対しては、各種手当の案内や養育費の確保についての教示を行うなど、各 家庭の状況に応じた相談に対応しています。

また、母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施や、就労に向けた給付金の支給のほか、保育所等及び放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の利用に際しての配慮など、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行っているところです。

ひとり親家庭への相談及び支援には、専門的な知識及び技能を有する人材が必要不可欠であり、今後、これまでの取組を継続し、さらなる充実を図るためにも、必要な人材を継続的かつ安定的に確保する仕組みづくりに努めます。

ひとり親家庭の就労に向けた支援

いこう私本庭の協力に同じた文法		
就労支援	内 容	
母子・父子自立支援プログラム の策定等	ひとり親家庭の個々のニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就労支援を行っています。	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の能力開発を支援し自立促進を図るため、指定する教育訓練講座の修了後に受講料の一部を支給します。	
高等職業訓練促進給付金 修了支援給付金	ひとり親家庭の親が、仕事に結びつく資格(看護師、介護福祉士、保育士など)の取得を目的とした学校などへ1年以上通学するため仕事に就くことができない場合に訓練促進給付金を支給します。	
ひとり親家庭高等学校卒業程 度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金 合格時給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒業程度認定 試験の対策講座を受講した場合、受講料の一部を支給しま す。	

その他ひとり親家庭の自立に向けた支援

- ひとり親家庭等日常生活支援事業(ひとり親家庭ヘルパー派遣)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度(兵庫県事業)の受付
- ・保育所等の入所にあたっての配慮
- ・放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の利用にあたっての配慮 など

一方、兵庫県では、ひとり親家庭が抱える養育費、慰謝料問題や、遺産相続問題など 法律に関する悩みに対し、専門相談員(弁護士)が、電話または面談により相談を受け る常設相談や、遠隔地の相談実施会場へ赴き相談を受ける巡回相談を実施しているほか、 ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を推進することを目的 として、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度を設け、事業開始資金、就職支度資金や就学 支度資金といった 12 種類の資金の貸付を行うなど、ひとり親家庭への支援事業を展開 しています。

本市の子ども・子育て支援においては、ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業(ひとり親家庭へルパー派遣)、子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ)や、保育所等及び放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、兵庫県が展開する関連施策との連携を図りながら、総合的な自立支援を推進していきます。

(3) 障がい児施策の充実

障がい児に対する療育・教育においては、障がいの原因となる疾病・事故の予防や、 早期発見及び治療を図るため、乳幼児期の健康診査や学校における健康診断等を推進す る必要があります。

また、障がい児とその保護者の精神的支援を行う相談支援体制や療育体制の充実、放課後や学校園外での活動における継続的な支援など、ライフステージに応じた一貫したサービスが提供できる支援体制の充実が求められています。

本市では、平成 29 年3月に「加古川市障がい者基本計画」、平成 30 年2月に「第 1 期加古川市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある子どもの健やかな成長や社会生活への適応を促すため、療育支援の充実に向けた取組を推進しています。

また、乳幼児健康診査や就学時健康診断の実施により、障がいの早期発見や健康診査後のフォローアップ、保健指導や相談対応などにおいて医療機関につなげるなど、関係機関との連携を図っています。

さらに、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーションなどさまざまな活動に参加することにより、社会参加の機会を増やし、生きがいのある生活を送ることができるよう支援する取組を進めるとともに、児童クラブや放課後子ども教室などにおいて、障がいのない子どもと地域でともに健やかに成長できる体制の整備に取り組んでいます。

①加古川市立こども療育センターでの取組

加古川市立こども療育センターでは、令和2年度より、児童福祉法第43条第1項第1号で規定される「福祉型児童発達支援センター」として、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与をはじめ、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する「児童発達支援事業」と、医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」として、障がい児(肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児)に対し、発達段階に応じた療育を総合的に提供していきます。

現在では、通所を希望する親子や、発達にかたよりを持つ子どもと保護者を対象に次の事業を実施しています。

こども療育センターにおけるその他の事業の内容

事業	内 容
親支援事業	発達にかたよりのある子どもの保護者を対象としたグループ支援を行っています。子どもへの関わり方を学び育児不安の軽減を図るとともに、保護者同士が気持ちを共有できる場としてグループ懇談を実施しています。のびっこ教室・・・発達にかたよりのある3~4歳児の保護者おひさま教室・・・発達にかたよりある5歳児の保護者
すくすく	肢体不自由のある未就学児を対象とし、通所を希望する親子の準備期間として実施しています。通所に向けて生活リズムを整え、親子で楽しく遊ぶ経験をしてもらうほか、育児相談や家庭での悩みに応え、親子関係を深める取組を行っています。

また、兵庫県が実施している「障害児等療育支援事業」を受託し、在宅障がい児の ライフステージに応じた地域での生活を支援するため、施設の有する機能を活用し、 療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行うな ど、地域の在宅障がい児及び家族の福祉の向上を図る取組を行っています。

こども療育センターにおける地域での生活支援の取組

〇保育所等訪問支援

子どもたちが安心して集団生活を送るための適切な環境を整えるため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、認定こども園・幼稚園・保育所・学校などを訪問し、園・学校の職員に対して助言、指導を行っています。

○障害児相談支援

子どもに合った総合的な援助方針の立案や障害児支援利用計画の作成などを行っています。

〇地域支援事業

以下の事業を実施しています。

- 加古川中央市民病院「発達外来」への医師の派遣
- 「乳幼児発達相談事業」への医師の派遣
- •「さくらんぼ相談事業」への臨床心理士、相談員派遣
- ・認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等の職員に対する、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士による技術指導の実施
- 加古川養護学校療育相談

加古川養護学校の児童・生徒に対する学校生活が充実するような支援や、教諭との意見交換

- ・ 各種研修会の開催
 - ✓市内保育士研修会(講演会、感覚・運動教室、事例検討会)
 - ✓保健師研修会
- ・教育委員会(幼稚園・小学校)、認定こども園、保育所との連携 必要に応じた文書の送付や訪問の実施

※取組については、現時点において見込んでいる内容を記載しており、今後必要に応じて修正します。

今後も関係機関との連携を進め、地域療育の専門機関として専門的な知識や技術を生かし、障がいの軽減を図り、子どもが持つ「育つ力」を育み健やかな成長を促すことはもちろん、障がい児が社会の一員として地域社会で日常生活を送れるよう、障がい児やその保護者に対する支援のさらなる充実に努めていきます。

②保育所等での取組

公立の保育所においては、障がい児の受入れに対して職員を加配し、特別な支援を 必要とする子どもの受入れ体制を整備しています。

また、市内の認可法人保育所等に対しては、心身に障がいを有する子どもを入所させ、一般健常児とともに集団保育するための経費の一部を補助しています。

認可法人保育所等への障がい児保育の実施に係る補助

- ○重度障がい児(身体障害者手帳 1~4 級、療育手帳 A、B(1)判定 等)1人72,000円/月
- ○軽度障がい児(身体障害者手帳 5・6 級、療育手帳 B(2)判定、発達障がい児 等) 1 人 25,000 円/月

障がい児を積極的に受入れていただく環境を整備する観点から、民間施設への支援のあり方については、今後、国・県の動向や本市での利用実態等を見ながら検討していきます。

今後もこども療育センターとの連携を密にしながら、特別な支援を要する子どもへ の支援体制の整備に取り組んでいきます。

③認定こども園及び幼稚園での取組

公立の認定こども園及び幼稚園においては、必要に応じて特別支援ルームを設置し、認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育活動を行っています。また、各園の特別支援教育コーディネーターを中心に、園内の全教員の共通理解の下で特別支援教育の推進に努めています。

特別支援教育の実施にあたっては、兵庫県立特別支援教育センターが開催する「特別支援教育コーディネーター研修」への参加を通して、教員の資質向上に努めているところです。

認定こども園及び幼稚園等におけるその他の取組

- ・入級指導や5歳児を対象とした夏季就学相談の開催など、保護者に対するきめ細やかな支援
- ・こども療育センターとの連携や、認・幼・保・小・中連絡会における情報交換などを 通した、小学校への円滑な接続のための連携

今後も研修等を通じて教員の資質や専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、特別支援教育の充実に努めていきます。

④学校教育での取組

学齢期においては、特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図っており、個別の支援に対応していくため、スクールアシスタントを全小学校に、補助指導員(介助員)を必要に応じて配置し、障がいのある子ども一人一人に対して、個別の教育支援計画やサポートファイル等を活用し、子どもの自立や社会参加を目指した支援を推進しています。

このほか、子ども及び保護者への支援として、次のような取組を行っているところです。

学校教育におけるその他の取組

- ブロック別交流学習会や合同なかよし会等を通した、子ども同士の相互理解を深め、 豊かな人間性を育む取組
- ・公民館等を拠点とする障がい児(者)家庭教育学級が円滑に実施できるよう、学級の 運営等についての助言
- ・発達に課題のある子どもやその保護者等に対して、言葉や発達の悩み等について電話 や来所による相談に応じ、教育相談及び指導助言、課題の軽減・克服、発達・自立へ の支援を行う教育相談の実施
- ・特別支援学校での特別支援教育に関するさらなる専門性の向上や、地域のセンター的機能を果たす取組

⑤自立支援医療、障害児通所給付費、障害児相談支援等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)」に基づく「自立支援給付(自立支援医療)」として、「自立支援医療(育成医療)」を実施するほか、同法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。

また、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

現在は、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用する全ての対象児に対して、 その心身の状況や置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他の事情等 を勘案し、必要なサービスを個別に決定していくため、相談支援体制(障害児相談支援・計画相談支援)の拡充に取り組んでいます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付

事業	内 容
自立支援医療(育成医療) の実施	満 18 歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童や、 現在患っている疾患を放置することにより将来において 障がいを残すと認められる場合に、確実な治療の効果が期 待できる医療費の給付を行う「自立支援医療(育成医療)」 を実施しています。

障害児通所給付費の支給	学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等デイサービス」や、未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う「児童発達支援」、保育所等に通う障がい児に対し、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的支援を行う「保育所等訪問支援」など、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。
介護給付費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、居宅 介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利 用に対して介護給付費の支給を行っています。

⑥兵庫県での取組

兵庫県では、平成 24 年度に県立こども発達支援センターを開設し、医師や臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等による診断・診療や療育を行うほか、地域医療機関との連携体制の構築等に取り組んでいます。さらに、センターへの来所が困難で、医師による発達障がいの診断・療育を受ける機会の少ない地域への出張相談等を実施しています。

障害児相談支援については、保護者の「気づき」などの早期の段階からの支援、乳幼児期・小学校入学前・学齢期・学校卒業後などライフステージごとの支援に十分対応できるよう、相談支援専門員の専門性を高め、質の向上を図ることにより、相談支援体制の充実をめざしています。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、平成30年4月から 居宅訪問型児童発達支援事業所の新規参入を促進するとともに、主に重症心身障害児 を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に確保す るため、医療的ケアに対応できる人材の確保、養成に向けた取組を進めています。

⑦本市の障がい児施策や兵庫県での取組との連携

本市の子ども・子育て支援施策を展開していくにあたっては、「加古川市障がい者 基本計画」及び「第1期加古川市障害児福祉計画」に基づき、地域の保健、医療、障 害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携に努め、乳幼児期から学校卒業ま で切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、兵庫県が設置す る支援機関が行う障がい児への専門的な支援との連携や情報共有を図りながら、本市 の障がい児施策の充実を図っていきます。

10 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

少子高齢社会、人口減少社会を迎え、社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたり豊かで活力ある社会を築くうえで、女性の社会進出や積極的な登用など女性の活躍に対する期待が高まっています。

女性活躍推進法(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」)の施行、労働基準法や育児・介護休業法(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」)の改正など法による整備も行なわれ、女性の活躍の推進はもとより一億総活躍社会の実現に向け、働く人々が個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるよう、国を挙げて「働き方改革」が進められています。

このような、女性の社会進出の機会拡大に伴い、子育で期の家庭においても共働き世帯が増加する状況においては、働きながら子育でを行う中でも、親が子育でや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもの健やかな育ちを実現できるよう、乳児保育や延長保育といった保育施策の充実だけではなく、多様な価値観やライフスタイルを受容できる職場づくりや、長時間労働の抑制、育児休業・短時間勤務制度の確保・充実など、雇用の場においても、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた支援体制を構築することが必要です。

(1) 本市での取組

本市では、平成 28 年に「第4次加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、「男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり」を基本目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に向け、市民・事業者双方へ啓発するとともに、国・県・その他の関係機関と連携しながら、総合的な雇用環境の整備に取り組んでいます。

加古川市男女共同参画行動計画に基づく主な取組

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催等、国・県・その他の関係機関と の連携による市民・事業者への啓発
- 情報誌やホームページ、フェイスブックなどを活用した、市民・事業者への情報発信
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する周知・啓発
- •「ひょうご仕事と生活センター」による「ワーク・ライフ・バランス認定企業」の紹介
- ・事業者の女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、男女共同参画推 進専門員による事業者訪問
- 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金や中小企業育児・介護等離職者雇用助成金、相談窓口等の情報提供及び利用促進の啓発

計画に基づく関係各課の取組の推進にあたっては、庁内で組織する「加古川市男女共同参画推進本部」を設置し、毎年度の取組状況の進行管理を行うとともに、計画的な推進に向けた情報共有及び相互の連絡調整を行っています。

また、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」を定期的に開催し、施策を推進するための提言や助言を求め、取組の充実や新しい施策の立案など、その充実を図っています。

(2) 兵庫県での取組

兵庫県では、ワーク・ライフ・バランスの取組を全県的に推進する拠点として「ひょうご仕事と生活センター」を平成21年に開設し、ワーク・ライフ・バランスに関する各種情報を集約したポータルサイトの運営や先進企業の表彰を行う「普及啓発・情報発信事業」をはじめ、経営者協会と連携したセミナーやキーパーソン養成講座などを実施する「研修企画事業」や、育児・介護等の理由により離職した人の再就職を促進するために当該離職者を雇用した事業主への「中小企業育児・介護等離職者雇用助成」を行う「実践支援事業」などを展開しています。

(3) 加古川市男女共同参画行動計画との連携

本市の子ども・子育て支援においては、子育て家庭における仕事と生活の調和を図るための様々な取組を推進する「加古川市男女共同参画行動計画」と連携を図りながら、保育施策の充実など子育てをしながら安心して働くことのできる環境の整備を図っていきます。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画及び子ども・子育て支援施策の推進体制

本計画における子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども部を中心に各事業担当課と緊密な連携を図るとともに、兵庫県等の関係機関と連携・協働した取組を行います。

2 計画の達成状況や点検・評価

「加古川市子ども・子育て会議」において、子育て支援施策の達成状況の点検や評価を 行うとともに、庁内で組織する実務担当者会議等で見直しを図るなど、継続的な点検・評 価・見直し(PDCAサイクル)を行い、計画の着実な取組を進めていきます。

3 計画の見直し

計画期間中、本計画に定める量の見込みと実績とが大きく乖離する場合などにおいては、 適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて 本計画の見直しを行うものとします。